

令和5年度 大田区地域ケア会議区レベル会議 議事要旨

日 時

令和5年8月25日（金） 午後3時15分～午後3時40分

会 場

参集、WEB会議、書面会議

次 第

1 開 会

2 議 案

検討テーマ 『認知症高齢者及びその家族のための社会参加支援や
地域コミュニティづくりに向けた取組』

説明：高齢福祉課長

3 閉 会

資 料

【資料番号①】 「令和5年度地域ケア会議区レベル会議資料」

【資料番号①-1】 「区レベル会議意見書」

【参考資料①】 「令和4年度地域ケア会議区レベル会議 検討資料」

議事要旨

高齢福祉課長

- 本日時間の都合もございますので、議題については事務局からの説明のみとします。後日、別途、事務局よりご意見を頂戴する機会を設けますので、ご提出いただけますと幸いです。
- 地域ケア会議につきまして、介護保険法に基づき開会させていただきます。

<議事（１）「認知症高齢者及びその家族のための社会参加支援や地域コミュニティづくりに向けた取組」について>

- 地域ケア会議については、介護保険法第 115 条の 48 第 1 項にて、地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のため、市町村は地域ケア会議の設置に努めなければならないとされています。
- 大田区では地域ケア会議を個別レベル、圏域レベル、区レベルの 3 階層としており、区レベル会議では、圏域レベル会議で検討された案件のうち、地域課題の解決にあたって、区全体での協議を行うことが望ましいと考えられる内容を取り上げ、委員の皆さまに協議いただき、区の施策や事業の展開への反映等について検討しています。
- 昨年度の区レベル会議では、「認知症高齢者及びその家族のための社会参加支援や地域コミュニティづくり」をテーマとして、皆さまからご意見いただきました。本テーマは、一度の協議の場で、目指すべき方向を結論付けるのは至難な内容であることから、今年度も継続して検討を進めていくことを想定していたものです。
- 【資料番号①】「令和 5 年度地域ケア会議区レベル会議資料」と、【参考資料①】「令和 4 年度地域ケア会議区レベル会議 検討資料」を参考としてお配りしています。
- 前回会議で「社会参加」として考えられる類型には、「認知症カフェ」や「認知症高齢者の就労」、「認知症の当事者として相談にのったり、講演を行ったりする」などをご紹介しました。また、認知症高齢者の社会参加を促進する環境を整えるために、認知症高齢者を支援する施策や、認知症への理解を深める施策が普及・浸透していることが必要であり、現在、区で推進している「デニーズとの協働による認知症カフェの展開」や「チームオレンジ事業」について、ご紹介しました。
- 「社会参加で考えられるその他の方法」や、「民間事業者等との連携の考え方」に係る皆さまからお寄せいただいたご意見のうちの主なものが、資料番号①の四角の枠内に記した 3 つの事案（「認知症高齢者と地域の事業者・団体等とのネットワーク形成」、「認知症施策について一層の理解促進を図るための発信力の強化」、「認知症事業等への区民の継続的関与を図る仕組みづくり」）となり、いずれも、認知症高齢者等の社会参加には欠くことのできない視点と考えられます。
- この場で更なるご意見、活発な議論をお願いしたいところですが、推進会議にて次期プラン策定のための協議にお時間をいただきましたこともあり、ご意見については、

本日以降、メールやFAX等、書面でお寄せいただきたいと思います。

- いただいたご意見等は、次期プランの認知症高齢者への支援に係る施策や、今後の各事業へ反映させていくことを想定しており、また、今後の会議でも、時期、時間等を調整しながら、協議の継続を図ってまいりたいと考えています。
- 認知症高齢者をはじめ、地域との共生をもって高齢者を支援する施策の展開にあたっては、関係機関との連携が不可欠であり、本推進会議を構成する社会福祉協議会もその一つとなります。
- 区とともに、認知症高齢者等の社会参加を支える支援主体となる社会福祉協議会としての立場で、本件テーマに係る取組みについて、皆様にご説明等をお願いします。

委員

- ご存知のように今年の6月に認知症基本法ができました。認知症基本法の全体にわたり「地域共生推進のための」というタイトルがついていますが、この点、非常に重要ではないかと私どもは考えています。認知症高齢者のためだけの施策ではなく、様々な取組の中で、認知症高齢者も含めて活動していくということが必要かと思えます。
- 【参考資料①】において、大田区の認知症施策に関する近況として情報が示されています。1つ目が、「認知症カフェ展開に係る民間事業者との協働の調整」として、民間事業者の認知症施策の取組みにつき、私ども社会福祉協議会も参加したく、間に入って調整をしています。
- 若年性認知症の方による、東邦大学看護学部キャンパス内の緑地帯手入れ等に係る有償ボランティアについては、まちの保健室等様々な活動を行っています。この看護学部の中に地域福祉の講座を設けたいとのことで社会福祉協議会へ講師の依頼もありました。非常に良い取組であり、もう願ってはないということで、関係が構築されました。その中で、若年認知症の方が、キャンパス内の緑地の手入れに有償ボランティアとして来たという経過もあります。そのような横の繋がりにより生まれたものであると思っております。また、触れ合いパーク活動として、児童公園の清掃ボランティア等の取組もしています。
- 【資料番号①】の囲みの中の1番下には、認知症等へ区民の継続的関与を図る仕組みをつくるということが記載されています。現在、大田区においても認知症サポーターの養成講座等を行っており、サポーターを養成した後が課題かと思えます。養成後、認知症サポーターとなった方がどのように具体的に地域の中で活動していくかが、非常に重要かと思えます。そのような意味では様々な取組ができ、ある意味で活動団体との繋がりもあるので、その中において認知症サポーターを卒業した方も一緒に交えながらやることも一つの手だと思えます。
- これらの取組については、池上長寿園にもかかわっていただいておりますため、具体的なところなどを委員にお話いただいた方がよいかと思えます。

委員

- 大田区の委託事業として若年性認知症のデイサービスセンターを1つ、下丸子のサービスセンターに併設しています。もう1つは若年性認知症の相談支援窓口を地域包括支援センターたまがわへ併設しています。これらは両方とも私ども池上長寿園が運営受託しています。社会参加の例として挙げられている若年性認知症に特化したデイサービス、相談窓口として行政単位で独立して設置し機能しているのは、大田区だけであり、大変素晴らしい施策だと思っています。
- デイサービスや相談窓口に来る40代、50代の方々の相談の主な内容は、まさにこの社会参加と就労であり、いわゆる生計の維持も視野に入れた相談がほとんどです。認知機能に障がいがあるだけで、身体は動ける方がほとんどなので、どのように地域へ出ていくか、どのような生活をしていくかいうところで、事業所の提供メニューとして有償ボランティアへ行くといったかたちです。
- 若年性認知症に関する活動の中で、大田区のふれあいパーク活動という取り組みに手を挙げ、掃除をすることで地域に対して活動をアピールしています。活動にあたっての器具や工具等は、大田区よりいただくことで、認知症の方々が地域で実際に活動しています。若年性認知症として括ってはいませんが、いわゆる高齢者を含めた認知症全般に関しても同様の考え方でできるものでないかと考えています。実践の第一歩として、若年性認知症の方から始めているということのお知らせです。

高齢福祉課長

- 認知症高齢者及びその家族のための社会参加支援や、地域づくりコミュニティに向けた取り組みを進めていきたいと考えています。
- 非常に短時間でございましたので、引き続き、委員の皆様よりご意見や新たな取り組みをご教示いただきながら、区民一人ひとりが、認知症になっても、安心して暮らせる地域共生社会の実現に取り組んでいきたいと考えています。引き続き、ご協力、ご理解賜れば幸いです。
- 大田区としても、引き続きご説明にありました活動を支援していきながら、若年性認知症も含めた認知症施策の取組を進め、来年の地域ケア会議レベル会議では新しい事例の報告等をできればと考えています。
- それでは長時間に渡りまして、会長ならびに委員の皆様、本日も活発な議論、円滑な議事進行にご協力いただき、感謝申し上げます。
- 以上で、本日の地域ケア会議区レベル会議を終了します。